

平成 21 年 5 月 7 日
税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

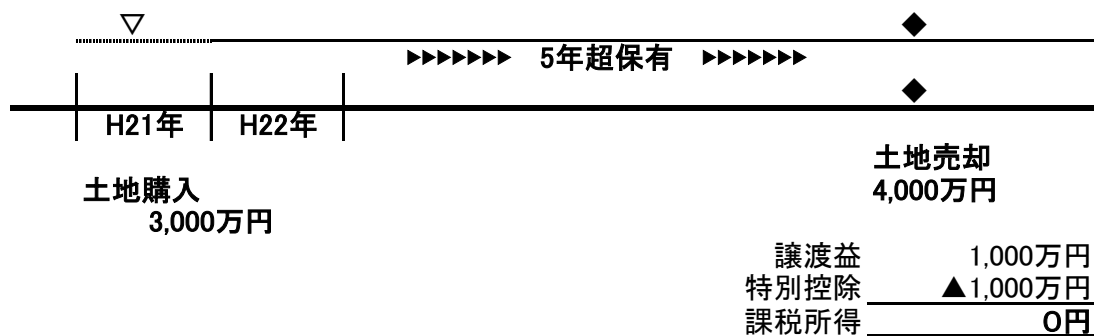
特定の土地等の長期譲渡所得の 1,000 万円の特別控除の創設

平成 21 年度の税制改正により「特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除（措置法 35 の 2）」が創設されました。

個人が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に取得をした国内にある土地等を、5 年超の期間（その年 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるもの）保有して譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益の金額（長期譲渡所得の金額）から 1,000 万円（その長期譲渡所得の金額が 1,000 万円に満たない場合には、その長期譲渡所得の金額）を控除することができることとされました。

従って、下記具体例の場合 200 万円（特別控除額の 20%相当額）の節税となります。

【具体例】



この特例の適用する際には、その土地等の取得の日が平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間であることを確認できる書類（登記事項証明書や取得時の売買契約書の写しなど）を提出しなければなりませんので、土地等の取得の日や取得価額などを確認できる資料を保管しておくことが必要となります。

【留意点】

(1) 「取得」の範囲の制限

土地等の「取得」の範囲からは、次のものが除かれます。

- イ 配偶者や身内その他の特別の関係がある者からの取得
- ロ 相続、遺贈、贈与及び交換による取得 など

(2) 取得した土地等の用途

土地等の取得後の用途は問われませんので、投機目的でも適用可能です